

第2章 安全な都市づくりの実現

【本章における対策の基本的な考え方】

災害に強い都市基盤整備の推進

地震による災害から一人でも多くの生命及び貴重な財産を守るため、被害を軽減し都市機能を維持するための災害に強い都市構造をもった燃え広がらないまち、安全に避難できるまち等にすることが必要である。

防災都市空間の骨格でもある、都市軸（道路）や河川軸、緑と水の拠点等の緑と水の都市基盤を基礎に、まちの更新期をとらえてきめ細やかな地域のまちづくりを推進し、防災ブロックの形成や建物の不燃化など、点や線から面的にまちの防災性の向上を図る。

第2章 安全な都市づくりの実現

現在の到達状況と課題

- 防災上重要な公共施設については耐震化を完了している。今後は、老朽化対策やその他の公共施設の耐震化に順次取り組んでいく必要がある。
- 空き家については、平成30年度に「三鷹市空き家等対策計画」を策定し老朽化や管理不全の空き家等の適正管理に取り組んでいる。
- ブロック塀等については、ブロック塀等の撤去のみに対する助成の新設や生け垣助成制度の要件を緩和するなど倒壊による被害を未然に防ぐための取組を進めている。
- 旧耐震基準等により建てられた木造住宅の耐震化やマンション等の建替えを促進していく必要がある。
- 建築物の不燃化に取り組む必要がある。
- 消防水利の充実を図る必要がある。
- 面的な防災性の向上のために、防災ブロックを形成する必要がある。
- オープンスペースを整備・確保し延焼の拡大防止や一時的な避難スペースを確保する必要がある。

具体的な取組

《予防対策》

建築物の耐震化及び安全対策の促進

- 建築物等の耐震化及び安全対策の促進
- 崖、擁壁、ブロック塀等の安全化
- 高層建築物等における安全対策

建築物の不燃化・出火抑制、消防活動等の円滑化

- 建築物の不燃化
- 出火、延焼等の防止
- 消防活動等の円滑化

延焼防止のためのオープンスペース等の整備・確保

- 防災まちづくりの推進
- 河川の整備
- 農地・農業用施設の安全対策
- 災害復旧の迅速化に向けた取組

危険物等の災害対策

- 危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の安全化
- 危険物等の輸送の安全化
- 危険動物の逸走防止

対策の方向性と目標

- ◆公共施設については、新都市再生ビジョン（仮称）を策定し、老朽化対策や建替え等を計画的に進める。
- ◆道路に面したブロック塀の生垣化や接道部緑化を促進する。
- ◆防火地域や準防火地域の拡大、新たな防火規制区域の指定などにより、市街地の面的な防災性の向上を図る。
- ◆市の補助制度の活用や開発事業の指導により、消防水利の確保・充足区域の拡大を図る。
- ◆公園緑地の整備や農地の保全に取り組み、防災空間となるオープンスペースの確保を図る。

～被害想定（多摩直下地震）～

被害項目	想定される被害
建物倒壊棟数（全壊）	最大 846 棟
建物焼失棟数（倒壊建物を含まない）	最大 814 棟

具体的な取組

《応急・復旧対策》

公共施設等の応急対策による二次災害防止

- 公共施設等の応急対策による二次災害防止

公共の安全確保、施設の本来機能の回復

- 公共の安全確保、施設の本来機能の回復

危険物等の応急措置による危険防止

- 危険物等の応急措置による危険防止
- 危険物等輸送車両の応急対策
- 危険動物の逸走時対策

第1節 現在の到達状況と課題

1. 建築物の耐震化・安全性の確保

- 防災上重要な公共施設については、耐震化を完了している。今後は、老朽化対策やその他の公共施設の耐震化に順次取り組んでいく必要がある。
- 空き家については、平成30年度に「三鷹市空き家等対策計画」を策定し老朽化や管理不全の空き家等の適正管理に取り組んでいる。
- ブロック塀等については、ブロック塀等の撤去のみに対する助成の新設や生け垣助成制度の要件を緩和するなど倒壊による被害を未然に防ぐための取組を進めている。
- 住宅、建物の倒壊を防ぐため、旧耐震基準等により建てられた木造住宅の耐震化や老朽化マンション等の建替えを促進していく必要がある。
- 建物内の安全性の確保を図るため、家具類の転倒・落下・移動防止対策を啓発する必要がある。

2. 建築物の不燃化・出火抑制、消防活動等の円滑化

- 燃えないまちづくりを推進するため、建築物の不燃化に取り組む必要がある。
- 出火・延焼を抑制するため、各種防災訓練や啓発活動を通じて市民の防災意識の向上を図る必要がある。
- 大規模市街地火災に対応するため、消防水利の充実を図る必要がある。

3. 延焼防止のためのオープンスペース等の整備・確保

- 面的な防災性の向上のため、「防災ブロック（まちづくりブロック）」の形成や建築物の不燃化、道路ネットワークの整備など、地域の防災機能の向上を図っていく必要がある。
- 延焼の拡大の防止や一時的な避難スペースの確保のため、河川、道路、農地などのオープンスペース等の整備・確保をする必要がある。
- 多くの人が集まる三鷹駅前地区において防災空間を確保するため、密集化及び老朽化した建物の協同ビル化を図る必要がある。

第2節 対策の方向性と目標

1. 建築物の耐震化・安全性の確保

- ◆老朽化が進んでいる公共施設については、防災拠点としてのあり方、建替え・改修の基本的な方針及び優先順位等を定めた「新都市再生ビジョン（仮称）」を策定し、老朽化対策や建替え等を計画的に進める。
- ◆施設の改修等に併せて非構造部材の耐震化を図るなど、公共施設の耐震化を促進する。
- ◆建物の倒壊を防ぐため、老朽化した木造住宅やマンション等の耐震化、建替え等について啓発・支援を行いその推進を図る。
- ◆空き家対策や「東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例」に基づく取組等により、空き家や分譲マンションの適正な管理や建替え等を促進する。
- ◆ブロック塀等の倒壊による被害を防止するため、接道部緑化助成制度の充実を図り、道路に面したブロック塀の生け垣化や接道部緑化を促進する。

2. 建築物の不燃化・出火抑制、消防活動等の円滑化

- ◆防火地域や準防火地域の指定区域の拡大、「東京都建築安全条例」に基づく新たな防火規制区域の指定などにより、耐火性・防火性の高い建築物への建替え等を促進し、市街地の面的な防災性の向上を図る。
- ◆地震に関する地域危険度が高い地域については、災害時の延焼シミュレーション等を行い有効な対策を検証し、建築物の不燃化や地区計画制度の活用による道路空間の充実など、防災性の向上を図るための取組を進める。
- ◆初期消火設備の配置など地域の初期消火体制の強化を図る。
- ◆消火栓の整備や排水栓等の消火活動への活用を東京都と連携して促進する。
- ◆市の補助制度の活用や「まちづくり条例」に基づく開発事業の指導により、集合住宅等の建築に併せて防火貯水槽の設置を指導するなど、消防水利の確保・充足区域の拡大を図る。

3. 延焼防止のためのオープンスペースの等の整備・確保

- ◆延焼火災の拡大を防止するため、都市計画道路等の幹線道路と沿道の不燃化建築物による延焼遮断帯で囲まれた「防災ブロック（まちづくりブロック）」の形成を図る。
- ◆公園緑地の整備や農地の保全に取り組み、防災空間となるオープンスペースの確保を図る。
- ◆延焼遮断帯となる都市計画道路の整備を推進するとともに、防災空間を道路や河川等の防災軸でつなげることで、防災ネットワークを構築する。
- ◆建築物が密集し、オープンスペースが不足する一方で、多くの人が集まる三鷹駅前地区で、建物の協同ビル化を図ることで、オープンスペースを確保するとともに、防災拠点となる広場の整備に向けて取組を進める。

第3節 具体的な取組

第1 予防対策

《対策一覧》

- | | |
|---|-------------------------|
| 1 | 建築物等の耐震化及び安全対策の促進 |
| 2 | 建築物の不燃化・出火抑制、消防活動等の円滑化 |
| 3 | 延焼防止のためのオープンスペース等の整備・確保 |
| 4 | 危険物等の災害対策 |

1. 建築物等の耐震化及び安全対策の促進

1-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市	<ul style="list-style-type: none"> ○建築物等の耐震化及び安全対策の促進 ○崖、擁壁、ブロック塀等の安全化 ○高層建築物等における安全対策
東京消防庁	<ul style="list-style-type: none"> ○高層建築物等に係る防火安全対策に基づく指導 ○関係事業所に対する対策の指導 ○エレベーター閉じ込め事故からの救出体制の構築 ○家具類の転倒・落下・移動防止対策に係る普及啓発用資料の作成及び普及啓発イベント、講習会の実施等による普及・啓発
都総務局	○公共建築物等応急危険度判定部会に関する要綱の整備
都都市整備局	<ul style="list-style-type: none"> ○東京都耐震改修促進計画に基づく、民間建築物等の耐震化促進 ○崖、擁壁、ブロック塀等の安全化 ○屋外広告物に対する規制 ○エレベーター改修方法を示したリーフレットによる普及啓発
都住宅政策本部	<ul style="list-style-type: none"> ○東京都耐震改修促進計画に基づく、民間建築物等の耐震化促進 ○都営住宅に停電時自動着床装置の設置を推進
都主税局	○税制面での耐震化支援
都財務局	<ul style="list-style-type: none"> ○都各局が実施する応急危険度判定を支援する体制を整備 ○応急危険度判定の講習等を実施
都福祉保健局	○東京都災害拠点病院、社会福祉施設等の耐震化
都生活文化局	○美術品等の落下・転倒防止対策の推進
都教育庁	<ul style="list-style-type: none"> ○文化財所在リストを整備 ○都立学校における安全確保のための体制整備と区市町村との協体制の調整
都各局	<ul style="list-style-type: none"> ○公共建築物等の耐震化 ○都保有施設におけるオフィス家具類転倒・落下・移動防止対策の推進 ○関係機関等への家具類転倒・落下・移動防止対策の協力要請
警視庁	○高層建築物、地下街における避難誘導、救出救助活動等の適正化
文化施設の所有者、管理者	○定期的に消防機関への通報、消火、重要物件の搬出、避難誘導等の総合訓練等の防災訓練を実施

	○消防用設備及び防災設備等の点検・整備 ○文化財防災点検表を作成
社会公共施設の管理者	○所管する社会公共施設が被災した場合に備え、必要に応じて応急危険度判定の実施方法を確保

1-2. 詳細な取組内容

(1) 建築物等の耐震化及び安全対策の促進(総務部、都市整備部、都市再生部、消防署)

① 建築物等の安全化

ア 耐震改修促進計画の推進

住宅・建築物の耐震診断・耐震改修等を計画的かつ総合的に推進するため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）に基づき策定した三鷹市耐震改修促進計画の推進により、市内の建築物の耐震化を促進する。

イ 公共施設等の防災拠点の強化

老朽化が進んでいる公共施設については、防災拠点としてのあり方、建替え・改修の基本的な方針及び優先順位等を定める「新都市再生ビジョン（仮称）」を策定し、老朽化対策や建替え等を計画的に進めるとともに、施設の改修等に併せて非構造部材（外装、窓、天井、設備機器等）の耐震化を図るなど、公共施設の耐震化を図りながら地域における防災拠点を確保する。

ウ 民間建築物対策

民間建築物の耐震診断や耐震補強等、耐震化の推進は、所有者又は使用者が行うことを原則としつつ、市としても、次のような支援及び対策を行っていく。

- (ア) 建物所有者が主体的に耐震化に取り組むことができるよう情報提供、耐震相談などの支援を行う。
- (イ) 耐震化の促進を図るため、平成12年5月31日以前に着工された建築物に対し、木造住宅耐震化助成制度（耐震診断助成及び耐震改修助成事業）の活用により耐震化を促進する。
- (ウ) 老朽化マンション等の建替えについては、管理組合等に対して専門家によるセミナー開催や都条例に基づく管理状況届出制度等の取組により、適正な管理や建替え等を促進する。また、空き家等については、専門家団体等と連携して対策を進める。
- (エ) 新たに建築される住宅・建築物については、現行の構造基準に従って適切に設計及び施工が行われるよう、建築基準法に基づく建築確認、中間検査及び完了検査の実施を徹底する。

エ 高層建築物への指導

高層建築物については、消防上の見地からは、収容人員が多いこと、建物が高いことなどから、地震時の避難及び消防活動に多くの困難が予測される。

消防署は、総合的な防災対策の推進、家具の不燃化の促進、高層部分の都市ガス使用規制等の安全措置を講ずるよう指導促進する。さらに、火災予防条例に基づく喫煙規制を推進し、査察を強化して関係者の防災意識の高揚を図っていく。

② エレベーター対策

市庁舎については、地震を感知すると停止する機能等を備えていることから、適正な維持管理を推進する。

市は、各コミュニティ・センター等の市施設や、震災時にけが人等を収容する市内の病院、要配慮者を

収容する福祉施設、多数の人が利用する大規模集客施設などについて、優先的にエレベーターの閉じ込め防止装置の設置を推進し、安全性を向上させる。また、他の施設についても、老朽化に合わせて計画的に改修するとともに、順次、エレベーターの閉じ込め防止装置の設置を進め、安全性の向上を図る。

【エレベーター閉じ込め防止装置】

装置名	機能
リスタート運転機能	地震で運転装置が働いて緊急停止した場合に、自動で安全性を確認しエレベーターを再作動させることにより、閉じ込めを防止する機能
停電時自動着床装置	停電時に、エレベーターを最寄り階に着床させるのに必要な電力を供給する装置
P波感知型地震時管制運転装置	主要動（S波）が到達する前に、初期微動（P波）を感知することにより、安全にエレベーターを最寄り階に着床させ、ドアを開放する装置

民間施設については、地震発生時に、エレベーターを点検し運転を再開するための保守要員は限られている。できるだけ多くのマンションやビルの機能の回復を早期に図るため、1ビルにつき1台のエレベーターを復旧させることを原則とし、都と連携して広く市民・事業者等に普及啓発する。

また、エレベーター会社では、地震停止のエレベーターについて、保守要員による点検を要しないで仮復旧できる自動診断仮復旧システムを開発中である。市は、今後の開発状況を見ながら、防災上重要な市施設については、必要に応じて本システムの設置を検討する。また民間施設に対しても、都及び一般社団法人日本エレベーター協会とともに本システムの導入の働きかけを検討する。

③落下物、家具転倒等の防止

ア 天井等の落下防止対策

天井等非構造部材の落下防止対策は、主として建築基準法第20条及び同法施行令第39条等により基準を定めることで行われている。

市は、都と連携して、落下のおそれのある大規模空間の天井、外壁タイル、はめ殺し窓ガラスについて、建築物防災週間や建築基準法に基づく定期報告等の機会を活用して、建築物の所有者等に対し、改善指導を継続して行っていく。

イ 屋外広告物に対する規制

広告塔や看板等の屋外広告物の中には、地震時に脱落し、被害をもたらすものがあることも予想される。

このため、都及び市は、東京都屋外広告物条例、道路法及び建築基準法に基づき、設置の許可申請時及び設置後の許可更新時に、広告物の点検及び確認を義務付けている。

今後も、震災対策の観点から、主に避難道路上の屋外広告物設置者を重点に、取り付け方法、補強等について一層指導を強化する。

ウ 自動販売機の転倒防止

主要道路沿道に設置されている自動販売機の転倒防止措置について業者指導を国に働きかけるとともに、警察署の協力を得て不法設置の取締等、必要な指導を行っていく。

エ 家具等の転倒・落下・移動の防止対策

阪神・淡路大震災では、室内においても、ゆれによる家具の転倒や、ガラスの飛散等により、深刻な人的被害が生じた。特に、高層階ほどゆれは大きく、家具転倒等による被害は大きかった。

市及び消防署は、この教訓を踏まえて住民が家具等の転倒・落下・移動により、被害に遭うことのないよう、次のような対策を講じている。

（ア）市の対策

一般市民を対象に意識の啓発やPRに努めるとともに各自主防災組織とも連携しながら、家具の転倒防止器具等の普及に努める。特に、高齢者、障がい者宅へ家具転倒防止器具の取り付けを促進していく。

また、市施設においては、事務室内のキャビネット等の転倒防止対策を徹底し、職員の安全対策、通常業務の継続、応急対策スペースの確保等を図る。

（イ）三鷹消防署の対策

消防署は、「家具等の転倒・落下防止対策ハンドブック」の内容を防災指導、消防計画等に活用し、転倒防止対策の普及・啓発を図る。

④指定文化財等の安全対策

都、市指定文化財及び国登録文化財について、必要に応じて耐震診断を行う。また、診断の結果に基づき、文化財的な価値を損なわないように耐震性の向上措置を行うとともに、民間建築物については、必要経費の一部助成を図る。

消防署は、関係機関と連携した総合的な消防訓練を実施する。

（2）崖、擁壁、ブロック塀等の安全化（総務部、都市整備部）

①崖、擁壁等の安全化

ア 建築基準法及び東京都建築安全条例に基づく指導

崖地に新たに建築物や擁壁を設ける場合は、建築基準法に規定されている技術基準及び東京都建築安全条例に基づき指導を行う。

イ 都の宅地造成等規制法に基づく規制及び指導に対する協力（資料 0201）

宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第3条の規定に基づき、都は、宅地造成に伴い崖崩れや土砂の流出等の災害が発生するおそれが大きい地域として、大沢・中原の一部計71.4ha（平成19年4月1日現在）を宅地造成工事規制区域に指定している。

市は、この地域で施行される宅地造成工事に対し、法の定める技術基準を確保するよう、宅地の巡視点検、工事状況報告の聴取など、危険な宅地について必要な勧告、改善命令、監督処分等の指導を行う都に協力し、災害の防止を図る。

②急傾斜地等の安全化（資料 0202、0203）

土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づく土砂災害警戒区域等については、当該区域における警戒避難体制の整備や建築物の移転勧告などソフト対策を推進し、ハザードマップの整備等の情報提供を行うとともに、警戒避難時の避難方法について周知徹底を図る。

③ブロック塀等の安全化

ア 市街地内のブロック塀等の実態調査

市は、市内全域のブロック塀、石塀等の実態調査を昭和58年2月から昭和59年3月まで行い、

危険なものについては必要な補強を行うように指導してきた。今後は、ブロック塀等の実態調査を検討するとともに、倒壊による危険性や対策の必要性について啓発し、建築確認申請時等の機会をとらえて改善指導を行う。

イ 建築基準法の規定に基づく指導

倒壊の危険性や対策の必要なものについては、必要な補強を行うよう改善指導を行うとともに、新たにブロック塀を設置する者に対しては、配筋や基礎の根入れ等について、建築基準法の規定を遵守した構造とするよう指導する。

ウ ブロック塀等の生垣化の推進

市では、緑と水の公園都市の実現に向けて、道路に面した場所への生垣の設置、既存ブロック塀等の生垣への転換に対して費用の助成を行っていることから、広報みたか等により当該助成制度を周知する。

エ ブロック塀等の改善指導

建築物防災週間や建築確認時等の機会を捉え、ブロックの倒壊による危険性や対策の必要性について啓発し、改善指導を行う。

(3)高層建築物等における安全対策(総務部、都市整備部、消防署)

市、都、住民、関係団体等は連携し、家具類の転倒・落下・移動防止対策やエレベーター閉じ込め防止対策を推進するとともに、自家発電機の整備や燃料確保、飲料水や食料等の備蓄、発災時の情報伝達、高層建築物内や地域住民との間の共助の仕組みづくりなど高層建築物の各課題に対する取組を進めていく。

また、高層建築物の建築について、建築基準法に基づき建築確認申請と併せて中間検査及び完了検査を行い、防災上や構造上の安全性を確保する。

2. 建築物の不燃化・出火抑制、消防活動等の円滑化

2-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市	<ul style="list-style-type: none"> ○建築物の不燃化 ○出火、延焼等の防止 ○消防活動等の円滑化
東京消防庁	<ul style="list-style-type: none"> ○消防水利の整備 ○消防活動路の確保 ○消火活動が困難な地域への対策 ○火気使用設備・器具の安全化 ○電気設備等の安全化 ○その他出火防止のための査察・指導

2-2. 詳細な取組内容

(1)建築物の不燃化(都市整備部、都市再生部)

東京都建築安全条例に基づく防火規制の指定による建築物の不燃化の促進を図る。また、防火地域や準

防火地域の指定区域の拡大を行うなど、市街地の不燃化を促進し、面的な防災性の向上を図る。

（2）出火、延焼等の防止（総務部、都市整備部、都市再生部、消防署、消防団、自主防災組織）

①出火の防止

ア 市民や自主防災組織における取組

各家庭における出火防止措置の徹底を図るため、自主防災組織等とも連携しながら住民一人ひとりの出火防止に関する知識及び地震に対する備えなどの防災教育を推進するとともに、起震車等の指導用資機（器）材を活用し、実践的な出火防止訓練を通じて住民の防災行動力の向上を図る。

また、発災直後の出火以外にも、数日後の電気の復旧による通電火災を防止するための市民への指導・啓発を行っていく。

イ 消防署における取組

（ア）火気使用設備・器具の安全化

火気設備・器具の安全化について、火災予防条例に基づき、石油燃焼機器類への対震安全装置の設置の徹底、火気設備・器具類の保有距離の離隔及び固定等、各種の安全対策を推進する。

電気設備等の耐震化を指導するとともに、感震機能付き分電盤等の普及促進に積極的に関与し、出火防止等の安全対策の強化を図る。

飲食店、病院等の防火対象物及び多量の火気を使用する工場、作業所等に対して、火気設備・器具等の固定、当該設備・器具への可燃物の転倒、落下防止措置、災害時における従業員の対応要領等について、立入検査等において指導する。また、その他の事業所や一般住宅についても立入検査や防火診断を通じた同様の指導を行うとともに、地震後の出火防止徹底のため、安全確保要領の指導を行う。

各事業所に対し、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、未作成事業所に対し作成を指導する。

発災直後の出火以外にも、地震発生から数日後の復電による通電火災等が発生する可能性があることに留意し、市民等への指導を推進する。

（イ）石油等危険物施設の安全化

危険物施設は、出火のみならず延焼拡大要因ともなるため、従来から査察や業界に対する集合教育等により安全化を推進するとともに、これらの施設に対して、耐震性強化の指導、自主防災体制の整備、防災資機（器）材の整備促進、立入検査の強化などにより出火防止や流出防止対策、適正な貯蔵取扱いの指導を推進する。

（ウ）住宅用火災警報器の設置促進

東京都火災予防条例の規定により平成22年4月1日（新設住宅については平成18年6月1日）から住宅用火災警報器の設置が義務化されたため、全ての住宅に設置促進を図る。

ウ 化学薬品、電気施設等の安全

（ア）化学薬品の安全化

地震時における危険物、化学薬品等からの出火は、出火原因の中で大きな比率を占めている。東京消防庁では、化学薬品等の混合混触による出火性状を調査研究し、約6,000種類の組み合わせによる出火性の予測評価を行い、より具体的な安全対策を推進している。

また、化学薬品の安全化については化学薬品を取扱う学校、病院、研究所等の立入検査を定期的

に実施し、これらの保管の適正化を指導するとともに、事業所に対しては実態調査を行うことにより、個別的、具体的な安全対策を推進している。

(イ) 電気設備等の安全化対策の強化

現在、市内に設置されている変電設備、自家発電設備、蓄電池設備は東京都火災予防条例により出火危険の高い設備として出火防止、延焼防止のための規制がなされ、維持管理についても熟練者による点検整備を義務付けているところである。このため、各種電気設備の耐震化及び不燃化をさらに強力に推進するとともに、関係各機関で検討が行われている安全対策基準の検討結果に基づく対策の推進を図るなど出火防止等の安全を強化する。

②初期消火体制の強化

ア 初期消火資機（器）材等の普及・運用

(ア) 街頭消火器の配備（資料 0204）

市は、震災時における火災防止対策の一環として初期消火体制を促進するため、道路沿いを対象に赤い格納箱に入れた街頭消火器の地域配備を進め、原則として 120メートルに1箇所の間隔で設置している。設置した街頭消火器は、各地域の自主防災組織と協力して整備を進め、維持管理に努めている。

(イ) 家庭、事業所等への普及

震災時における同時多発火災を防止するためには、家庭や事業所等における出火防止とともに初期消火が重要である。

一般家庭に対しては、各家庭における消火器の配備、防災訓練、集会、地域防災マップ等による街頭消火器の設置場所等について積極的に普及を図るとともに、各自主防災組織を通じて消火器のあつ旋も行っている。

また、消火器具等の設置義務のない事業所に対しても、積極的に自主設置を指導する。

(ウ) 消火用資機（器）材の配備及び運用（資料 0205・0206）

阪神・淡路大震災における同時多発火災の教訓や狭あいな道路の多い市内の道路事情などをふまえ、市では市内7地区の自主防災組織に可搬式消防ポンプを配備している。

各自主防災組織では市民消防隊の編成や、ポンプの運用訓練等を進めており、今後もこうした可搬式ポンプを使いこなせる人材の養成を図りながら順次その強化を図っていく。

震災時における消火栓や排水栓を活用した消火活動を想定したスタンドパイプ等の消火用資機（器）材についても配備の拡充を進めるとともに、それらの運用訓練を実施していく。

イ 消防用設備等の適正化指導

消防署は、防火対象物に設置される消防用設備等について、地震時においても十分にその機能が発揮され、発生した火災を初期のうちに消火することができるよう、耐震措置の実施についてさらに指導を行うとともに、過去の地震被害調査結果等を参考に屋内消火栓設備、スプリンクラー設備等の貯水槽、加圧送水装置、非常電源、配管等地震時における消防用設備等の確実な機能保持が図れるよう指導を強化する。

(3)消防活動等の円滑化(総務部、都市整備部、都市再生部、消防署、消防団)

①消防水利の整備

消防水利には消火栓、防火水槽のほか河川・池などの自然水利があるが、市は国の定める「消防水利の

基準」の100%充足を目指し、その推進を図るとともに、都に対しても消防水利の整備促進を求めているところである。

震災対策としての消防水利については、主として建築指導要綱に基づく建築行為者等に受水槽の設置や平成10年度より施行された民間事業者による防火水槽の設置に対する補助制度を活用しながら防火貯水槽の設置を要請、指導するなど、市は次のとおり整備の促進を図っていく。

- ア 震災時における避難者の人命安全を確保するため、避難場所に通じる主要道路の周辺に耐震性を有する防火貯水槽を整備していく。
- イ 市が公共施設及び特殊建築物を整備するときには、東京都震災対策条例第27条に基づき、防火水槽等の確保に努める。また、民間の開発事業等に際しては、都市計画法の開発行為に伴う協議や、三鷹市まちづくり条例及び指導要綱に基づき防火水槽等の確保に努める。
- ウ 建築物の基礎部分を利用した地中ばり水槽の整備を図る。
- エ 雨水貯留施設や親水公園など他用途水源の活用を推進する。
- オ 巨大水利の開発・確保等、多角的な方策による整備の促進を図る。
- カ 河川及び用水路等の消防水利としての利用方法を検討する。
- キ 防火水槽の鉄蓋を軽可搬ポンプの吸管が容易に投入できるよう改良し、自主防災組織等が利用しやすい防火水槽を整備する。
- ク 木造住宅密集地域等の道路狭隘地域に設置されている消火栓・排水栓等の水道施設について、都水道局と連携して、自主防災組織等が初期消火に使用する水源として活用を図る。
- ケ 民間の建設工事に併せて消防水利を設置した場合に、一定の条件の下に補助金を交付することにより、消防水利の整備促進を図る。

②消防活動路等の確保

震災時には、道路周辺の建物や塀、電柱等工作物の倒壊、さらには道路の陥没などにより、消防車両等が通行不能となることが予想されることから、消防活動路を確保するため、次の対策の推進を図る。

消防力の整備と合わせ、道路啓開用特殊資機材の検討や防災関係機関等との連携訓練の促進を図る。

消防活動に必要な幹線道路の拡幅、袋小路のない道路ネットワークの整備、狭あいな道路の広幅員化、暗きょ化、架設電線の埋設化、コーナー部分の隅きり整備などを関係機関と検討するとともに、震災消防活動が効果的に行えるよう交通規制等について警察署と協議するなど、消防活動路等の確保に努める。

③消防活動困難区域の解消

震災時には路面の損壊や道路周辺建物等の倒壊並びに木造住宅の密集により消防車両等の通行が著しく制約され、また断水のため消火栓の使用が不能となるなど、消防活動が阻害されることが予想される。

このため、道路の拡幅、防火水槽等の充実、可搬ポンプ等の整備、消防団態勢の充実等の施策を推進するとともに、東京消防庁が行った地域別延焼危険度の測定結果や地震時における焼け止まり効果の測定結果に基づき、都市整備事業を通じて消防活動困難区域の解消に努める。

3. 延焼防止のためのオープンスペース等の整備・確保

3-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市	○防災まちづくりの推進 ○河川の整備

	<p>○農地・農業用施設の安全対策</p> <p>○災害復旧の迅速化に向けた取組</p>
都都市整備局	<p>○地域特性に応じた防災都市づくりを推進</p> <p>○防災都市づくりに資する事業等の推進</p> <p>○その他の防災都市づくり事業等の推進</p> <p>○都市空間の確保 ○公園の整備の推進</p> <p>○緑地・農地の保全</p> <p>○宅地の安全化</p>
都建設局	<p>○道路の整備 ○都立公園の整備 ○河川の整備</p> <p>○土石流、地滑り、急傾斜地崩壊等の対策</p> <p>○土砂災害防止法に基づくソフト対策</p>
都産業労働局	○農地の防災機能の強化
都各局	○ブロック塀等の安全化

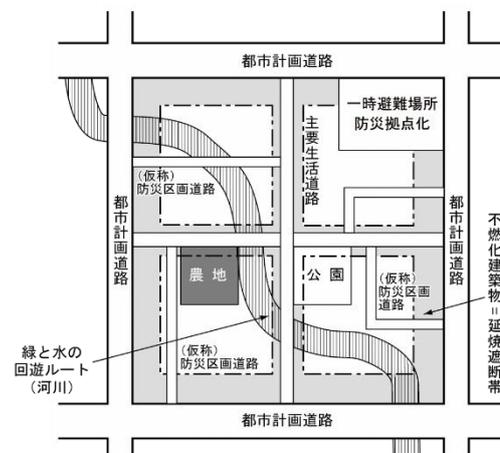
3-2. 詳細な取組内容

(1) 防災まちづくりの推進(総務部、都市整備部、都市再生部)

① 災害時でも生活圏の安全が確保できるまちづくり

ア 防災ブロック（まちづくりブロック）の形成（資料 0207、0208）

災害時に大きな被害をもたらす延焼火災を防止するために、都市計画道路などの幹線道路で囲まれた「防災ブロック（まちづくりブロック）」を形成し、延焼遮断帯や避難ルート等を確保する。また、震災時の危険性解消の取組の必要性について、全市域の調査・検討を行い、周囲の都市計画道路や主要生活道路、これらの道路における延焼遮断機能、避難や消火・救助活動を補完する（仮称）防災区画道路の整備、防災ブロック（まちづくりブロック）内の防災拠点・避難拠点等の必要性を検証し、震災時等の防災性向上に取り組む。



■防災ブロック（まちづくりブロック）のイメージ

イ 防災性向上のための調査検討

地震に関する地域危険度が高い地域について、改めて調査を行うとともに、新たな防火規制区域の指定、必要となる延焼遮断帯、（仮称）防災区画道路の拡幅整備を誘導する地区計画や狭小宅地開発の防止策など、面的な防災性の向上を図るための対策の検討を行う。

ウ オープンスペースの確保

河川、道路、農地など、都市におけるオープンスペースを防災空間として活用していくため、集合住宅等を建設する事業者に対して、「まちづくり条例」に基づく環境配慮基準などにより、オープンスペースの確保を図る。特に、三鷹駅前周辺については、三鷹駅南口中央通り東地区（三鷹センター周辺・文化劇場跡地）の再開発事業において、オープンスペースの確保に努める。

②防災まちづくりの重点地区

ア 防災まちづくりゾーン

(ア) 位置づけ

令和2年3月に策定した「三鷹市土地利用総合計画2022（第2次改定）」の中では、まちづくりのゾーニングとして市内を20のゾーンに分けて今後の土地利用のあり方を明らかにしている。その中で市内の「震災時の危険性解消の必要性を検討する区域」として、上連雀地域の一部と井の頭地域などを防災まちづくりゾーンとして指定し今後の整備推進の方向性を明らかにしている。

これらの地区は、火災危険度の高い地域とされている地区を含む区域でもあり、今後、木造住宅密集地域整備事業、生活道路及び都市計画道路の整備など重点的にまちづくりを進めるべき地区として、その推進を図っていく。

(イ) 上連雀地域

a 地域の特徴

本地区は木造住宅の密集地で、本市の中では焼失危険度の高い地域とされている。また、避難場所の数が少なく、広域避難場所までも距離があるため、防災ブロックの形成が重要となる。

b 防災ブロックの形成

地区北側のJR中央線及び東側の都市計画道路三鷹3・4・17号（三鷹通り）、西側の三鷹3・2・6号（調布保谷線）は十分に延焼遮断帯としての役割を果たすものといえる。

南側の三鷹3・4・7号（連雀通り）は道路幅員が狭く、拡幅が望まれる。

c 防災街区（ミニブロック）の形成

現状では道路幅員8メートルを確保できる新道北通りの北側と南側でミニブロックが形成されている。今後は、幅員16メートルで計画されている都市計画道路三鷹3・4・8号、3・4・9号、及び緑と水の回遊ルート仙川上連雀エリアのせせらぎ遊歩道化が実現することで、防災ブロック化（ミニブロック化）が進展する。

(ウ) 井の頭地域

a 地域の特徴

本地区は井の頭恩賜公園を有し、玉川上水（緑道）、神田川（遊歩道含む。）と周辺部こそ防災ブロックとなり得る空間に囲まれているが、内側の市街地は狭あい道路が多く木造住宅の密集地域で、焼失危険度の高い地域である。

b まちづくりの方向性

防災対策上、長期的には都市計画道路の整備が望まれるが、当面、既存道路の拡幅、隅切り等の交通安全事業等により消防活動困難区域の解消に努めるとともに災害に強い道づくりを推進する。

さらに、外縁部には緑が多いものの、地区内には一時避難場所や農地など、災害時に活用できるオープンスペースが不足しているため、避難場所として活用できるオープンスペースの確保を図る。

c その他の取組

まちづくりの推進には、地元の協力と長い時間を要するが、地区の特性をふまえると、火を出さないまちづくりのための徹底した意識啓発活動や訓練を行うことが望まれる。

また、初期消火活動を徹底するため、スタンドパイプ等の消防活動資機（器）材の設置や街頭消火器の増設等の施策を積極的に進めていく。

イ 再開発地区

都市の再開発の目的は、災害対策上の課題（まちづくりや人の流れ）に対し、再開発を通して災害に強い都市への転換を図るという点も大きな目的の一つである。

現在、三鷹市においては三鷹駅前地区の再開発を進めており、建物の協同ビル化を図ることで、オープンスペースを確保するとともに、防災拠点となる広場の整備に向けた取組を進めるなど再開発事業の中で防災都市づくりを進める。

(2)河川の整備(都市整備部)

「三鷹市緑と水の基本計画 2022（第2次改定）」では、野川、仙川、玉川上水、神田川などの水系を河川軸として位置づけて、河川そのものだけでなく、沿線緑地の確保や整備、遊歩道の整備、橋梁の架替え事業等、三鷹市の緑と水の軸線、まちづくりの柱として関係機関と連携し整備を促進していくものとしている。

これらは沿線の緑地帯も含め、震災時に都市の防災軸となり得る存在である。

この緑と水の軸線の整備に当たっては、これまでも防災的視点に立った取組が成されてきたところであるが、今後は土地利用上の延焼遮断効果のみならず、その機能面を生かし、河川等の消防用水としての利用、遊歩道の避難路としての活用等、防災軸としての役割が果たせるようその取組を強化していく。

(3)農地・農業用施設の安全対策(都市整備部、農業委員会)

①農地の保全

農地は、安全で新鮮な農作物の確保、緑と水の提供、災害時の防災拠点等多面的で公益的な役割を担っている。

市街化が進み、住宅などが隣接する農地については、「都市農業振興基本法」及び「三鷹市農業振興計画 2022」の中で、新鮮で安全な農産物の供給だけでなく、良好な住環境の維持、都市における自然環境の保全、緊急時の避難場所等の防災機能などとして、都市農地、都市農業を大切な資源として位置付けているところである。今後は「三鷹市景観づくり計画 2022」に基づき「農のある風景保全地区」指定制度を創設し、まちづくりと連動した都市農地の保全・活用施策をすすめることで、オープンスペースの確保を図る。

②農地及び農業用施設の安全対策

市は、農地・農業用施設において周辺地域に被害を与えるおそれのある箇所改修や補強工事のほか、必要に応じてハザードマップの作成配布等のソフト対策を実施し、地域の安全性の確保を図る。

(4)災害復旧の迅速化に向けた取組(都市整備部)

災害の発生にともない、土地の形状が変わってしまうことに備えて、境界を正確に復元し、復旧活動（復旧計画の策定や換地事務等）に迅速にとりかかるために、国及び東京都と調整を図りつつ、地籍調査の実施等を推進する。

4. 危険物等の災害対策

4-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市	<ul style="list-style-type: none"> ○危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の安全化 ○危険物等の輸送の安全化 ○危険動物の逸走防止
東京消防庁	<ul style="list-style-type: none"> ○事業所防災計画の作成状況の確認、作成の指導 ○石油等危険物施設の安全化 ○タンクローリー等による危険物輸送の指導、安全対策の実施
都総務局	<ul style="list-style-type: none"> ○放射線等使用施設に対する監視体制の強化、法制上の問題、災害時の安全対策等について協議 ○関係各局がそれぞれのラジオ・アイソトープ対策を推進
都環境局	<ul style="list-style-type: none"> ○液化石油ガス消費施設の安全化 ○火薬類他施設の安全化 ○高圧ガス取扱施設の安全性確保 ○高圧ガスに関する保安講習会等による事故防止対策の普及啓発 ○高圧ガス及び液化石油ガス移動車両の路上点検の実施 ○高圧ガス移動車両の事故を想定した訓練の実施
都福祉保健局	<ul style="list-style-type: none"> ○毒物・劇物による危険未然防止 ○ラジオ・アイソトープ管理測定班を編成し、地域住民の不安除去に努める ○放射線等使用施設に対する監視体制の強化、法制上の問題、災害時の安全対策等について協議 ○関係各局がそれぞれのラジオ・アイソトープ対策を推進 ○危険物等の輸送について法令基準に適合するよう指導取締りの実施 ○関係機関との連絡通報体制の確立
都生活文化局 都教育庁	<ul style="list-style-type: none"> ○毒物・劇物による危険未然防止
都産業労働局	<ul style="list-style-type: none"> ○放射線等使用施設に対する監視体制の強化、法制上の問題、災害時の安全対策等について協議 ○関係各局がそれぞれのラジオ・アイソトープ対策を推進
警視庁	<ul style="list-style-type: none"> ○危険物等運搬車両の通行路線の検討 ○危険物等運搬車両の路上点検、指導取締りの推進 ○関係機関等の連絡通報体制の確立

4-2. 詳細な取組内容

(1) 危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の安全化(教育委員会、消防署、保健所)

危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等に対しては、従来から高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、毒物及び劇物取締法、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律等に基づき、使用、販売、検査、廃棄等について厳しい規制及び指導を行ってきた。

以下の取り扱い施設について、引き続き立入検査の実施や安全対策の指導等により安全性の確保に努める。

①石油類等危険物保管施設の予防対策[消防署]

[別冊] 資料 0209 参照

②高圧ガス保管施設の震災対策[消防署]

[別冊] 資料 0210 参照

③毒物・劇物取扱施設の震災対策[消防署、保健所、都福祉保健局]

[別冊] 資料 0211 参照

④放射線使用施設の震災対策[消防署、都福祉保健局]

[別冊] 資料 0212 参照

(2)危険物等輸送の震災対策[警察署、消防署、JR]

[別冊] 資料 0213 参照

(3)危険動物の逸走の震災対策[環境政策課、東京都、消防署]（資料 0214）

地震時における危害排除のための安全対策について、検査及び指導等の強化を図っていくとともに、住民が飼養している危険動物についても指導を行っていく。

第2 応急・復旧対策

《対策一覧》

- | |
|-----------------------|
| 1 公共施設等の応急対策による二次災害防止 |
| 2 危険物等の応急措置による危険防止 |
| 3 公共の安全確保、施設の本来機能の回復 |

1. 公共施設等の応急対策による二次災害防止

1-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市（指令情報班、都市復旧班、建築物班）	○公共施設等の応急対策による二次災害防止
都建設局	○砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設における、応急措置及び応急復旧対策の実施
都各局	○都立及び区市町村立の公共建築物が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施 ○応急危険度判定技術者が不足する場合、他団体（他行政庁、民間団体）への協力要請 ○社会公共施設の管理者から判定実施の支援要請があった場合、公共建築物に準じて、社会公共施設の判定を実施 ○社会公共施設等について、状況に応じて必要な措置をとる。
社会公共施設の管理者	○所管する社会公共施設が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施 ○判定が困難な場合、都又は区市町村に判定実施の支援要請 ○社会公共施設について状況に応じて必要な措置をとる。

1-2. 詳細な取組内容

(1) 公共施設等の応急対策による二次災害防止(指令情報班、都市復旧班、建築物班、各施設管理者)

①河川施設の応急対策

河川施設が地震により被害を受けるおそれがあるときは、水害を警戒、防御する。被害を受けたときは、速やかに応急対策を行い、二次災害を防止する。

②社会公共施設等の応急対策

病院、社会福祉施設、学校等社会公共施設は、震災時において医療救護や避難施設として重要な役割を果たすため、これらの施設が被災した場合には応急・復旧措置を速やかに行うよう努める。

③土砂災害防止施設等の応急対策

市は、土砂災害の発生状況等の情報収集を行い、都建設局に報告する。

市は、土砂災害の危険性が高い箇所について関係機関や住民に周知を図り、応急対策を行うとともに、災害のおそれがある場合は避難対策を実施する。また、土砂災害警戒情報を受信した場合は、土砂災害計画区域内の要配慮者利用施設にその旨を連絡する。

2. 危険物等の応急措置による危険防止

2-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市（指令情報班、環境衛生班）	<ul style="list-style-type: none"> ○危険物等の応急措置による危険防止 ○危険物等輸送車両の応急対策 ○危険動物の逸走時対策
東京消防庁	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関と密接な情報連絡を行う。 ○関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対し、当該危険物施設の実態に応じた措置を講じるよう指導 ○必要に応じて、応急措置命令等を実施 ○災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の市への通報 ○人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合の関係機関と連携した避難指示及び市へのその内容の通報 ○事故の状況に応じ、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施 ○事故の通報を受けた旨を都総務局に通報 ○事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制 ○災害応急対策の実施 ○放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、使用者に必要な措置をとるよう要請 ○危険動物に係る情報の受理及び伝達並びに被災者の救助及び搬送
都総務局	<ul style="list-style-type: none"> ○事故の通報を受け、直ちに関係機関に連絡 ○国への専門家の派遣要請や住民の避難等の措置 ○危険動物に関する情報収集並びに国及び他府県等との連絡調整等の運営管理
都環境局	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関との密接な情報連携 ○安全維持等のため必要な場合は、事業者に緊急措置を講じるよう指示 ○危険防止措置を指導 ○必要に応じて、緊急措置命令等を実施 ○事業者に対し、災害の拡大防止及び被害の軽減を指示 ○事業者に対し、災害の拡大防止及び被害の軽減を指示 ○被害情報を収集し、関東東北産業保安監督部へ報告 ○被害拡大のおそれがある場合、防災事業所に緊急出動要請 ○化学物質対策について市と連絡調整、必要に応じて関係機関に情報提供 ○市との連絡調整により、PCB 保管事業者に関する情報収集を行うとともに、環境省廃棄物・リサイクル対策部へ報告 ○必要な場合、一般高圧ガス等の移動制限又は一時禁止等の緊急措置を命令
都福祉保健局	<ul style="list-style-type: none"> ○災害情報の収集、伝達 ○毒物・劇物取扱事業者に対して、応急措置を指示 ○毒物・劇物の飛散等に対し、除毒作業を事業者に指示

	<ul style="list-style-type: none"> ○ラジオ・アイソトープ使用医療施設での被害が発生した場合、ラジオ・アイソトープ管理測定班を編成し、必要な措置を実施 ○危険動物に係る情報収集、特定動物等の捕獲等に関する措置及び関連局(庁)との連絡調整
都下水道局	<ul style="list-style-type: none"> ○下水道への流入事故の際は、排出防止の応急措置を指導 ○災害情報の収集、伝達
都教育庁	<ul style="list-style-type: none"> ○あらかじめ計画した、発災時の対策に基づく行動を指導
都産業労働局	<ul style="list-style-type: none"> ○産業動物の飼い主に対する逸走した家畜の捕獲等を指導
警視庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ガス漏れ等の事故が発生した場合、関係機関との連絡通報 ○毒物・劇物の飛散、漏出等の事故が発生した場合、関係機関との連絡通報 ○市長からの要求等により、避難を指示 ○避難区域内への車両の交通規制 ○避難路の確保及び避難誘導 ○事故の状況把握及び市民等に対する広報 ○施設管理者等に対し、被害拡大等防止の応急措置を指示 ○関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じた交通規制、警戒区域の設定、救助活動等の措置 ○危険動物に係る情報の受理及び伝達並びに必要な措置(警察官職務執行法)

2-2. 詳細な取組内容

(1)危険物等の応急措置による危険防止(消防署)

石油、火薬、高圧ガス等の危険物貯蔵所については、関係法令に基づく災害予防規程や東京都震災予防条例等に基づく防災計画の作成を義務づけているところであるが、発災した場合に被害を最小限に止めるための応急対策を確立しておくことが必要である。

①石油類等危険物保管施設の応急措置

[別冊] 資料 0208 参照

②高圧ガス保管施設の応急措置

[別冊] 資料 0209 参照

③毒物・劇物取扱施設の応急措置

[別冊] 資料 0210 参照

④放射線使用施設の応急措置

[別冊] 資料 0211 参照

(2)危険物等輸送車両の応急対策(警察署、消防署)

①高圧ガス等輸送車両の応急対策

[別冊] 資料 0212 参照

②核燃料物質輸送車両の応急対策

[別冊] 資料 0212 参照

(3)危険動物の逸走時対策(環境衛生班、警察署、消防署)(資料 0213)

住民が飼養している特定動物等(特定動物及びその他人に危害を加えるおそれのある危険動物)の逸走の通報があった場合は、各機関と協力し、動物の保護、収容場所の確保、飼い主情報の収集等を行う。

3. 公共の安全確保、施設の本来機能の回復

3-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市（都市復旧班、建築物班）	○公共の安全確保、施設の本来機能の回復
都各局	○施設の被害状況を調査し、復旧を実施
各施設の管理者	○施設の被害状況を調査し、復旧を実施

3-2. 詳細な取組内容

(1) 公共の安全確保、施設の本来機能の回復（都市復旧班、建築物班、各施設管理者）

① 河川施設の復旧

河川管理施設については、氾濫水による被害の拡大を防止するために、速やかに施設の復旧に努める。

② 社会公共施設等の復旧

ア 学校施設

公立学校の施設が甚大な被害を受け、教育活動ができないと判断した場合に、市教育委員会は、学校長及び都教育委員会と協力し、応急教育計画等を作成する。児童・生徒の不安を解消するため、教育活動に中断がないように努める。

イ 文化財施設

被災した文化財等の廃棄、散逸を防止するため、被害状況と文化財等の重要度に応じて、都教育委員会、市教育委員会及び文化財管理者等において修復等について協議を行う。

ウ 市立文化施設・社会教育施設

災害後直ちに被害状況を調査し、被害状況によっては、施設ごとに再開等の計画を立て、早急に開館する。

当面の応急措置が終了し、社会一般が安定し日常生活が平常に戻れば、復旧計画を立て、本格的な復旧を行う。

③ 二次的な土砂災害防止対策

市は、地震による地盤の緩みにより、土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行う。

[別冊]

- ・資料 0201 「宅地造成工事規制区域図」
- ・資料 0202 「急傾斜地崩壊危険箇所」
- ・資料 0203 「土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域」
- ・資料 0204 「街頭消火器設置状況」
- ・資料 0205 「可搬式消防ポンプ配備場所」
- ・資料 0206 「消火栓等を用いた初期消火及び応急給水用資機（器）材配備場所」
- ・資料 0207 「三鷹市都市計画道路網図」
- ・資料 0208 「市内における主な防災に係る都市計画」
- ・資料 0209 「石油類等危険物保管施設の震災対策」

- ・資料 0210 「高圧ガス保管施設の震災対策」
- ・資料 0211 「毒物・劇物取扱施設の震災対策」
- ・資料 0212 「放射線使用施設の震災対策」
- ・資料 0213 「危険物等輸送の震災対策」
- ・資料 0214 「危険動物の逸走の震災対策」

第3章 交通・ライフライン等の安全確保

【本章における対策の基本的な考え方】

【交通ネットワークとライフラインの確保による都市機能の維持】

都市の活動を支える基盤として道路などの交通ネットワークとライフライン等は、重要な役割を担っていることから、発災時や発災後についてもその機能の確保が必要である。

発災後の市民の暮らしを支え、都市機能を維持するためにも、ライフラインの機能確保及び施設の継続性を高めるための対策の推進を図る。

第3章 交通・ライフライン等の安全確保

現在の到達状況と課題

- 狭あい道路拡幅整備事業の実施により生活道路の拡幅や橋梁の改修を実施している。
- 公用車や協力団体の車両については、緊急通行車両等の事前届出を行っている。（約300台）
- 市本部を設置する三鷹中央防災公園・元気創造プラザ及び市民センターについては、停電対策としての非常用自家発電を設置しており、約72時間の稼働が可能となっている。
- 道路空間の防災化や緊急輸送道路の機能確保、橋梁の安全性確保、無電柱化を図る必要がある。
- 大地震時の交通規制や障害物等による道路閉塞を防ぐため、緊急交通路等の周知や緊急道路障害物除去路線の指定等を実施する必要がある。
- ライフライン機能確保のため施設の耐震化や災害対策を管理者と連携して促進するほか、関係機関等との協力体制を充実する必要がある。
- 電気、ガス等エネルギーの供給維持のための施設の安全化対策や停電対策の強化を図る必要がある。

具体的な取組

《予防対策》

道路・橋梁

- 災害に強い道づくり
- 緊急道路障害物除去路線の選定
- 車両の確保

電気・ガス・通信等

- 電気施設の予防対策
- 停電時ライフライン供給停止対策

水道・下水道

- 断水に備えた対策及び市民への啓発
- 下水道施設の災害予防

対策の方向性と目標

- ◆道路ネットワークの構築や狭あい道路の解消を行い、避難や救助・消火活動が困難な地域の防災機能の向上を図る。
- ◆幹線道路等のネットワークの構築、橋梁の耐震化、無電柱化等を促進し、物流の維持や燃料供給ルートの確保を図る。
- ◆ライフライン施設の耐震化や災害対策を管理者と連携して促進するほか、関係機関及び民間企業との協力体制を充実する。
- ◆ライフライン関係機関相互のホットライン通信体制を確立し、連携強化を図る。
- ◆自立・分散型電源の設置等による停電対策の強化を図るとともに、ガス及び通信施設の震災後の早期復旧及び安定供給を図る。

～被害想定（多摩直下地震）～

被害項目	想定される被害	被害項目	想定される被害
上水道断水率	最大 32.7%	停電率	最大 6.7%
下水道管きよ被害率	最大 17.5%	ガス供給停止率	0.0～100.0%

具体的な取組

《応急・復旧対策》

道路・橋梁

- 交通規制
- 緊急道路障害物の除去
- 災害対策用車両の確保
- 道路・橋梁の復旧

電気・ガス・通信等

- 電気施設の応急対策
- ガス施設の応急対策
- 停電時ライフライン供給停止対策

水道・下水道

- 水道施設の応急対策
- 水道施設の復旧
- 下水道施設の応急対策
- 下水道施設の復旧

第1節 現在の到達状況と課題

1. 交通関連施設の安全確保

- 狭あい道路拡幅整備事業の実施による生活道路の拡幅や橋梁の改修を実施し、災害に強い道づくりを進めている。
- 道路空間の防災化や緊急輸送道路の機能確保、橋梁の安全性確保、無電柱化を図る必要がある。
- 大震災時の交通規制や障害物等による道路閉塞を防ぐため、緊急交通路等の周知や緊急道路障害物除去路線の指定等を実施する必要がある。
- 公用車や協力団体の車両について、緊急通行車両等の事前届出を行っている。（約300台）

2. ライフライン等の確保

- ライフライン機能確保のため、ライフライン施設の耐震化や災害対策を管理者と連携して促進するほか、関係機関及び民間企業との協力体制を充実する必要がある。
- 通信手段を確保するため、通信設備及び付帯設備の防災設計を拡充するとともに、通信施設が被災した際の応急通信の確保を図る必要がある。また、市とライフライン機関相互のホットライン通信体制を確立する必要がある。

3. エネルギーの確保

- 電力供給を維持するため、電力の安定供給方策及び停電発生時の停電早期解消方法の強化を図る必要がある。
- 市本部や避難所等の防災拠点における停電対策の強化を図る必要があるとともに、集合住宅棟における非常用電源の確保や事業所等における再生可能エネルギーの導入を誘導する必要がある。
- ガス供給を維持するため、震災時におけるガス施設の安全化対策や施設の耐震性の向上等整備計画を推進し、震災後の早期復旧及び安定供給を図る必要がある。

第2節 対策の方向性と目標

1. 交通関連施設の安全確保

- ◆道路空間の防災化と避難路の確保、緊急輸送道路の機能確保、橋梁長寿命化修繕計画に基づく橋梁の安全性の確保等、災害に強い道づくりを推進する。
- ◆関連機関・団体との連携強化、訓練の充実を推進し、発災後の迅速な緊急輸送道路の啓開を図る。
- ◆道路ネットワークの構築や狭あい道路の解消を行い、避難や救助・消火活動が困難な地域の防災機能の向上を図る。
- ◆幹線道路等のネットワークの構築、橋梁の耐震化、無電柱化等を促進し、物流の維持や燃料供給ルート確保を図る。
- ◆大震災時の交通規制や障害物等による道路閉塞に備え、緊急交通路等の周知や緊急道路障害物除去路線の指定等を実施する
- ◆交通規制とともに、優先して緊急道路障害物除去路線の障害物除去を行い、緊急車両等の通行路を確保する。
- ◆緊急通行車両等の事前届出を、公用車のほか、協力団体の車両についても行っていく。

2. ライフライン等の確保

- ◆ライフライン施設の耐震化や災害対策を管理者と連携して促進するほか、関係機関及び民間企業との協力体制を充実する。
- ◆下水道施設の被害を最小限にとどめるため、下水道再生計画を推進し、施設の機能向上・耐震化などを推進する
- ◆飲料水及び消火用水の確保ため、施設の耐震化や管路のネットワーク化等を推進する。
- ◆災害時の応急給水活動を行うため、東京都や関係機関との連携を強化する。

【通信インフラの確保】

- ◆通信設備及び付帯設備の防災設計（耐震・耐火・耐水設計等）を拡充するとともに、通信施設が被災した際の応急通信の確保を図る。
- ◆市とライフライン関係機関相互のホットライン通信体制を確立し、連携強化を図る。

3. エネルギーの確保

- ◆電力の安定供給方策及び停電発生時の停電早期解消方法の強化を図る。
- ◆市本部や避難所等の防災拠点において、自立・分散型電源の設置等により停電対策の強化を図る。
- ◆電柱の倒壊等による電力の供給防止を防ぐため、無電柱化を促進する。
- ◆集合住宅棟の建設にあたり停電時のための非常用電源の確保を誘導するとともに、事業所等における自立・分散型電源及び再生可能エネルギーの導入を促進する。
- ◆震災時におけるガス施設の安全化対策や施設の耐震性の向上等整備計画を推進し、震災後の早期復旧及び安定供給を図る。

第3節 具体的な取組

第1 予防対策

《対策一覧》

- | | |
|---|-----------|
| 1 | 道路・橋梁 |
| 2 | 水道・下水道 |
| 3 | 電気・ガス・通信等 |

1. 道路・橋梁

1-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市	<ul style="list-style-type: none"> ○災害に強い道づくり ○緊急道路障害物撤去路線の選定 ○車両の確保
都建設局	<ul style="list-style-type: none"> ○連続立体交差事業等、道路整備を推進 ○骨格幹線道路をはじめとした第四次事業化計画優先整備路線に位置付けられた都市計画道路の整備を推進 ○東京都緊急輸送道路ネットワーク計画の見直しを実施 ○緊急輸送道路等において無電柱化を推進するとともに、市の無電柱化事業に対する支援を行う。 ○緊急輸送道路等の橋梁について、必要な耐震化を推進 ○情報収集用資機（器）材や、障害物除去用資機（器）材を確保 ○分かりやすい標識整備等
都都市整備局	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化を推進
都都民安全推進本部	<ul style="list-style-type: none"> ○交通の安全と円滑に資する情報の提供
都各局	<ul style="list-style-type: none"> ○各防災機関が指定した拠点について、緊急輸送ネットワークを整備
警視庁	<ul style="list-style-type: none"> ○震災時の交通情報収集方策の検討 ○ITSを活用した震災時の交通情報発信の検討 ○緊急通行車両等の確認
関東地方整備局	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急輸送道路等の橋梁について、必要な耐震化を推進 ○首都近隣区域において防災資機（器）材備蓄基地を計画的に整備
各防災機関	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急輸送ネットワークの拠点を指定
中日本高速道路	<ul style="list-style-type: none"> ○道路、橋梁等について、耐震化等の取組を推進

1-2. 詳細な取組内容

(1) 災害に強い道づくり(都市整備部・都市再生部)

① 道路空間の防災化と避難路の確保

ア 主要幹線道路等の整備 避難道路（都市計画道路等）の整備

防災ブロックを形成する防災軸の基盤となり、かつ広域避難場所への避難道路ともなる主要幹線道路や幹線道路の都市計画道路（資料 0207）については、防災まちづくりを行ううえで欠かせない

道路であることから、優先的に整備を進める。

また、地震時の電柱の倒壊による交通の遮断を防ぐため、架空線の地中化・無電柱化を推進する。

イ 生活道路等の整備

都市計画道路等でブロック化される防災街区内を、準幹線道路や主要生活道路により、さらにミニブロック化していくことが必要であり、加えて避難場所や避難所への避難道路ともなることから、これらの道路についても整備を推進していく。

ウ 狭あい道路・通り抜け道路対策

住宅密集地域における避難路の確保等、幅員が4 mに満たない狭あい道路の防災性の向上を図るため、狭あい道路整備事業を推進するとともに、建替え等にもなう道路後退整備や開発行為等において「まちづくり条例」に基づく協議により、通り抜け可能な道路の整備を図る。

②緊急輸送道路の指定

災害時における救援・救護活動や緊急物資を輸送する道路として、都は、その果たすべき機能に応じて、第一次、第二次、第三次の緊急輸送道路（資料 0301）を指定している。特に、東八道路（三鷹通り以西）、三鷹通り及び天文台通り（東八道路以南）等は、第一次緊急輸送道路として指定している。

また、都の緊急輸送道路は、主要な幹線道路を優先に指定していることから、市が救援・物資輸送等を円滑に行うために、これら幹線道路と市内の防災拠点等を連結する緊急輸送路の確保が必要である。このため市は、都が指定する緊急輸送道路に接続する路線を次の指定基準により、市の緊急輸送道路として指定する。

【三鷹市緊急輸送道路指定基準】

- ・ 広域避難場所及び避難所等と連絡する輸送道路
- ・ 消防署及び消防団詰所と連絡する輸送道路
- ・ 災害時医療救護所及び病院と連絡する輸送道路
- ・ 駅及び重要なライフライン施設と連絡する輸送道路
- ・ 支援物資搬送のための主要路線となる輸送道路

③橋梁の整備

橋梁現況調査の結果等を踏まえ、「橋梁長寿命化修繕計画」を策定し、老朽化した橋梁の架け替えを行うなど、橋梁の安全性を確保し効率的な維持保全を図る。

（2）緊急道路障害物除去路線の選定（総務部、都市整備部）

災害時、道路は倒壊物等の障害物が散乱し、通行障害が発生することが予想されることから、緊急輸送道路の通行を確保するため、都及び市は、緊急輸送道路等を緊急障害物除去路線に選定する。

緊急障害物除去路線は、東京都「緊急道路障害物除去（啓開）作業計画書」に定める「三鷹市内道路啓開作業計画図」及び三鷹市緊急輸送道路図（資料 0301）による。

（3）車両の確保（総務部）

①緊急通行車両等の事前届出

災害時及び警戒宣言発令時には、緊急輸送等を確保するため、交通規制により一般車両の通行が禁止・制限される。この規制措置のもとでは、大規模地震対策特別措置法施行令第12条に基づく緊急輸送車両及び災害対策基本法施行令第32条の2に基づく緊急通行車両（以下「緊急通行車両等」という。）として、「確認証明書」及び「標章」が交付された緊急通行車両等が優先して通行する。（資料 0302）

市は、保有車両のうち地震防災応急対策及び災害応急対策に使用するものは、事前に都公安委員会（警

察署経由で届出）から緊急通行車両等事前届出済証（様式1（3））の交付を受ける手続きを行う。

協力団体の車両についても、災害時等に市長が必要と認める場合は、緊急通行車両として活動する。

②車両の優先配備先の事前決定

災害時に各対策部班に公用車を配車する場合は、各応急対策に支障なく、かつ効率的な運用ができるようあらかじめ優先配備先を定め、各応急対策の用途別に車両を定めておく。

③車両用燃料の確保

市は、車両燃料の確保を図るため、事前に関係業者との間に、災害時における車両燃料の供給に関する協定を締結するなどの措置を講ずる。

2. 水道・下水道

2-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市	<ul style="list-style-type: none"> ○断水に備えた対策及び市民への啓発 ○下水道施設の災害予防
都水道局	<ul style="list-style-type: none"> ○水道施設の耐震化の着実な推進 ○効果的な耐震継手化の推進 ○バックアップ機能の更なる強化 ○自家発電設備の増強整備による電力の自立化

2-2. 詳細な取組内容

(1)断水時に備えた対策及び市民への啓発(総務部)

断水時の応急給水活動について、東京都水道局との役割分担、緊急連絡体制、給水体制等について確認するとともに、東京都水道局と連携して、応急給水訓練を実施する。

また、大地震を始めとする様々な原因による長時間の断水に備え、1人1日3リットルの飲料水を3日以上、備蓄を行うよう改めて市民に啓発する。

(2)下水道施設の災害予防(都市整備部)

①整備対策

ア 管路の整備

経年劣化により安全性の低下している老朽管の布設替えと陶製取付管の管種変更工事を実施し、施設の機能向上と耐震化を図るとともに、新設道路への管渠の敷設については、道路の整備に合わせて実施する。

イ 「下水道再生計画」の推進

震災時にも継続して使用可能な下水道施設を目指して、平成26年度に策定した「下水道再生計画」に基づき、防災拠点周辺等の下水道施設の地震対策整備に取り組む。

ウ 東部水再生センターの延命化

東部水再生センターは昭和43年に運転開始して以来50年を経過し、老朽化が進んでいることから、流域編入に至るまでの適切な維持、管理を行い、機械・電気設備等に係る延命化工事に取り組む。

エ 井の頭及び新川ポンプ場の災害対策の推進

老朽化したポンプ場の計画的な維持・保全を行い、長寿命化に取り組む。

②協力体制の確立

災害時に速やかに復旧体制が確立できるよう、平素から下水道排水設備指定工事店等と協議を行う。また、都と連携した応急復旧体制を強化・充実する。

3. 電気・ガス・通信等

3-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市	○電気施設の予防対策 ○停電時ライフライン供給停止対策
東京消防庁	○東京都震災対策条例第10条及び第11条に基づく事務所防災計画の作成指導
都環境局	○コージェネレーションシステムなどの自立・分散型電源の確保を促進 ○災害時におけるLPガスの活用の促進
都住宅政策本部	○東京都LCP(Life Continuity Performance:居住継続性能)住宅の普及・推進
都各局	○ライフライン及び応急・復旧活動の拠点となる施設等における自立・分散型電源設置の促進 ○燃料の安定調達
警視庁	○信号機の減灯対策
東京電力グループ	○「被災しにくい設備づくり」「被災時の影響軽減」「被災設備の早期復旧を基本方針として実施
東京ガス ガス事業者	○供給停止ブロックの細分化 ○移動式ガス発生設備による臨時供給の実施 ○災害時におけるLPガスの活用を促進
NTT 東日本	○電気通信設備等の高信頼化を推進
各通信事業者	○人口密集地及び行政機関の通信確保に向けた対策を実施

3-2. 詳細な取組内容

(1)電気施設の予防対策(総務部)

市は、避難所等、災害時の拠点となる施設等における自立・分散型電源の設置を推進するとともに、民間企業の技術開発等を踏まえて蓄電システムの導入の検討を行う。

(2)停電時ライフライン供給停止対策(総務部)

①停電対策

ア 庁舎等の非常用電源及び発電機用燃料の確保

庁舎等の非常用電源については、平時に試験運転を行うとともに、非常用電源による供給能力を踏まえた電力の使用制限などについて明らかにしておく。

また、非常用電源の燃料の緊急調達先を確保するとともに、備蓄している発電機の燃料であるガソリンについても、法の規制の範囲内の量を確保しておく。

イ 公共施設の対応策

停電時又は停電が予想される際の各施設の対応策については、施設ごとにマニュアル等を作成の

うえ取りまとめることとする。その中で、夜間も子どもを預かる施設や福祉施設等で非常用電源設備がない施設については、本部倉庫に備蓄の発電機の活用も踏まえた準備体制を整えておくとともに、費用対効果を踏まえたうえで蓄電システムの導入を推進する。

ウ 市民への停電に備えた啓発

停電は、地震に限らず様々な要因で発生する可能性があることから、懐中電灯、ラジオ、予備電池などの用品を備蓄しておくよう広報紙、防災訓練、防災講習会などを通じて啓発していくとともに住宅への太陽光発電設備や蓄電池等の設置を推進する。また、電力を使用する医療機器を利用している市民に対して、自助による対応を原則としつつ、停電が長期化した際の電源確保に向けた支援等を行っていく。

事業者についても非常用発電設備や再生可能エネルギーの導入などによる停電対策を行うよう普及啓発を行う。

エ 高層住宅居住者への啓発

停電等による長時間にわたるエレベーター停止時の対応、受水槽へのポンプの停止による断水への対応、避難行動要支援者の避難など、高層住宅における防災対策について、関係機関等と連携のうえ、高層住宅を会場とした防災訓練や防災講習会等を通じて、マンション等高層住宅への居住者や管理組合等に対して居住者の自助及び管理組合を中心とした共助に向けた啓発を行っていく。

②ガスの供給停止対策

ア 代替エネルギーの確保

災害時に都市ガス等のエネルギー供給が停止した場合など、災害時のエネルギー源としてLPガスを有効に活用する方策について検討するとともに、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備についての検討を進める。

イ 市民への啓発

各家庭のガスの供給停止は、ほとんどがマイコンメーター（※）によるガスの自動遮断によることから、これらの仕組みと復旧方法について、総合防災訓練だけではなく、地域の小規模な防災訓練等の際にも、ガス事業者と連携しながら啓発を行う。

※マイコンメーターは、計量器の機能を備え、また震度5程度以上の揺れを感知するとガス供給を自動的に遮断する。

③ライフライン機関との情報連絡体制の強化

平時の連絡先のほかに、緊急時の最新情報をいち早く確実に伝達可能なホットラインを各ライフライン機関と取り交わすとともに、市へのライフライン機関の要員派遣の要請又は市からライフライン機関への連絡員の派遣など、緊急情報に関する人的対応を含む情報連絡体制について取り決める。

第2 応急・復旧対策

《対策一覧》

- | |
|-------------|
| 1 道路・橋梁 |
| 2 水道・下水道 |
| 3 電気・ガス・通信等 |

1. 道路・橋梁

1-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市（本部施設班、広報情報班、道路交通班）	<ul style="list-style-type: none"> ○交通規制 ○緊急道路障害物の除去 ○災害対策用車両の確保 ○道路・橋梁の復旧
都各局	<ul style="list-style-type: none"> ○震災初期における被害状況や通行可能道路の情報を収集 ○道路上の障害物の除去等を実施 ○発災時における通行止め等の措置など通行者の安全対策を講じる ○パトロール等を兼ねた広報を実施 ○被災道路、橋梁についての応急措置及び応急復旧対策を実施 ○道路の被災箇所、被害がある箇所の復旧 ○都道上の障害物除去作業及び障害物の搬出
警視庁	<ul style="list-style-type: none"> ○発災直後は道路交通法に基づく第一次交通規制を実施 ○その後、災害対策基本法に基づく第二次交通規制を実施 ○緊急通行車両等の確認 ○震災初期における被害状況や通行可能道路の情報を収集 ○発災時における、被災状況に応じた交通規制等の措置など、通行者の安全対策を講じる ○パトロール等を兼ねた広報を実施
関東地方整備局	<ul style="list-style-type: none"> ○震災初期における被害状況や通行可能道路の情報を収集 ○道路上の障害物の除去等を実施 ○発災時における通行止め等の措置など通行者の安全対策を講じる ○パトロール等を兼ねた広報を実施 ○被災道路、橋梁についての応急措置及び応急復旧対策を実施 ○応急復旧工事を行い、緊急輸送路としての機能を確保

1-2. 詳細な取組内容

(1)交通規制(警察署、広報情報班)

①交通規制の実施

都内に震度6弱以上の地震が発生するか、又は大規模な災害が発生したことを現場の警察官が認知した場合、次のとおり交通規制を実施する。

ア 第一次交通規制（道路交通法）（資料 0303）

道路における危険を防止するとともに、人命救助、消火活動等に従事する緊急自動車等の円滑な通行を確保するため、速やかに緊急自動車専用路における通行禁止等の交通規制を実施する。

イ 第二次交通規制（災害対策基本法）（資料 0304）

被災地域、被災状況、道路交通状況等の実態を勘案し、第一次交通規制から次の第二次交通規制に移行する。

第一次交通規制で実施中の規制は、地域・被災状況等に応じ、その一部を変更又は解除する。

緊急自動車専用路（7路線）（資料 0305）のほか、その他の路線（資料 0306）として、「三鷹通り」及び「東八道路」についても被災状況に応じて緊急交通路に指定する。

ウ 震度5強の地震が発生した場合の交通規制（道路交通法）

都心部における交通混乱を回避するため、必要に応じて、環状7号線内側への一般車両の流入を禁止し、かつ、環状8号線内側への一般車両の流入を抑制する。

②緊急交通路等の実態把握

緊急交通路等の交通情報の収集は、ヘリコプター及び現場警備本部長（警察署長）等からの報告によるほか、白バイ、パトカー等による緊急交通路等の視察、駐車抑止テレビシステムによる情報収集及び東京消防庁、道路管理者等の関係機関との情報交換等により、全般的な状況の把握に努める。

③交通規制の実効性を確保する手段・方法

ア 主要交差点への規制要員の配置

緊急交通路の主要交差点に重点的に規制要員を配置して、緊急交通路の確保に努める。

イ 特別派遣部隊（交通部隊）の配置運用

道府県公安委員会から特別派遣部隊（交通部隊）の派遣があった場合は、視察・移動規制、緊急交通路の確保、緊急通行車両の先導等特別派遣部隊の機動性に配慮した効果的な配置運用を図る。

ウ 警備員、ボランティア等の協力の受け入れ

規制要員は、制服警察官を中心に編成するが、警察署長は、平素から警備業者、地域住民等による交通規制支援ボランティア等の協力を得られるよう考慮する。

エ 装備資機（器）材の効果的な活用

交通規制の実施にあたっては、サインカー等の規制用車両を有効的に活用するほか、移動標識、セイフティーコーン等の装備資機（器）材を効果的に活用する。

オ 交通管制システムの適切な運用

交通管制センターをはじめ、防災型信号機、可変式規制標識、交通情報板等の交通管制システム等を適切に運用する。

④緊急物資輸送路線の指定

避難、救助、消火等の初期活動が一段落したところで、緊急交通路の中から緊急物資輸送のための路線を指定する。

⑤緊急通行車両等の確認

第二次交通規制実施時は、災害対策基本法施行令第33条に基づく緊急通行車両を優先して通行させる。

緊急通行車両等であることの確認は、都内では原則として警視庁が行う。ただし、やむを得ない場合は、他道府県の警察で行うことができる。

⑥広報活動

ア 報道機関への広報要請

新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関に対して、運転者や一般家庭に向けた避難時の車利用抑制や交通規制への協力呼びかけ等についての広報の要請を行う。

イ 運転者等に対する広報

現場の警察官は、交通規制の実施について、サインカー、パトカー、白バイ、広報車等による現場広報を行うとともに、運転者のとるべき措置について広報を行う。

⑦交通規制時の防災機関による措置命令等

交通規制が行われたときには、災害対策基本法第76条の3の規定に基づき、各防災機関は次の措置等をとることができる。

ア 警察官の措置命令等

(ア) 警察官は、通行禁止区域等において車両その他の物件（以下「車両等」という。）が緊急通行車両の通行を妨げるおそれのある場合、車両等の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両等の移動等を命ずるものとする。

(イ) 命ぜられた者が措置をとらないとき、又は現場にいないときは、警察官は自ら当該措置をとることができる。この場合、やむを得ない限度において車両等を破損することができる。

イ 消防吏員の措置命令等

警察官がその場にいない場合で、消防用緊急通行車両の通行を妨げるおそれのある場合は、車両等の移動等必要な措置をとることを命じ、又は自らその措置をとるものとする。

ウ 自衛官の措置命令等

警察官がその場にいない場合で、自衛隊用緊急通行車両の通行を妨げるおそれのある場合は、車両等の移動等必要な措置をとることを命じ、又は自らその措置をとるものとする。

(2)緊急道路障害物の除去(道路交通班、警察署)

①障害物除去道路の決定

市及び都は、災害時における優先車両の通行路や避難路の確保のため、事前に指定した緊急障害物除去道路の中から障害物除去道路を決定する。

②障害物除去作業態勢

ア 障害物除去道路の分担

(ア) 都選定の障害物除去道路は、都建設局が担当し、市は都の指示に基づき協力する。

(イ) 市選定の障害物除去道路は、市の要請に基づき、都が路線毎に指定されている協力業者の障害物除去作業と調整しながら作業を行うこととする。

イ 障害物除去作業の実施内容

障害物除去作業の実施内容は、原則として2車線の車両用走行帯を確保できるように落下物、倒壊物によって生じた路上障害物を除去し、自動車走行に支障のない程度に陥没、亀裂等の舗装破損の応急措置を行う。

ウ 障害物除去作業における協力要請

障害物除去作業に当たっては、都は建設業協会等に、市は三鷹市建設業協会をはじめとする災害時応援協定締結機関等に協力を求め、障害物除去作業を実施する。

（3）災害対策用車両の確保（本部施設班、警察署）

①緊急通行車両等の確認申請

緊急通行車両等確認申請書（様式 1(1)）に必要事項を記入の上、都公安委員会へ申請する。事前申請（様式 1(2)）してある場合の通行確認手続きについては、本部施設班が、警察署等に、該当する緊急通行車両の緊急通行車両事前届出済証を持参するとともに緊急通行車両等確認申請書※により申請する。

※発災後にのみ配布される書類であり、その場で記入する書類

②緊急通行車両等の要件

地震防災応急対策及び災害応急対策のため、緊急通行車両等として確認する車両は、次のいずれかに該当する業務に従事する車両とする。

なお、災害対策基本法第76条に規定する災害時における交通の規制等が措置された場合は、災対法施行令第32条の2第1項に基づき道路交通法第39条第1項の緊急自動車は除く。

- ア 警戒宣言発令時の地震予知情報の伝達、災害発生の警報の発令及び伝達並びに避難の指示に使用されるもの
- イ 消防、水防その他応急措置に使用されるもの
- ウ 応急の救護を要すると認められるものの救護、被災者の救難、救助その他の保護に使用されるもの
- エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に使用されるもの
- オ 施設及び設備の点検、応急復旧に使用されるもの
- カ 清掃、防疫その他保健衛生に使用されるもの
- キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に使用されるもの
- ク 緊急輸送の確保に使用されるもの
- ケ 警戒宣言発令時、地震災害が発生した場合における食料、医療品その他物資の確保、清掃、防疫その他保健衛生に関する措置、その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に使用されるもの
- コ その他に災害の発生の防衛又は拡大の防止並びに軽減を図るための措置に使用されるもの

③規制除外車両

震災発生後において、緊急通行車両等以外であっても、社会生活の維持に不可欠な車両又は公益上通行させることがやむを得ないと認められる車両については、都公安委員会の決定に基づき、通行禁止の対象から除外する。

④緊急通行車両確認証明書及び標章の交付

確認実施機関において緊急通行車両等であると認定されたものについては、緊急通行車両標章（様式 1(4)）が交付される。

交付を受けた標章は、当該車両の前面の見やすい箇所に掲示する。

⑤必要車両数の把握と確保

本部施設班は、各班が災害対策活動に必要な車両の数を把握し、事前に決定した優先配備先から順に車両の割り振りを行う。

市有車両については、本部施設班が一元管理し、車両の不足が生じた場合には、バス、レンタカー、貨物自動車等民間業者からの借上げも行うものとする。また、業者からの特殊車両の調達については、本部施設班と協議の上、それぞれ所管部において行うものとする。

⑥配車

ア 運用計画

市は、災害時に各対策部班の所管事務が円滑に実施できるよう、市保有車両並びに調達車両の配分又は併用、転用等災害の状況に応じた車両の運用計画を作成する。

(ア) 各対策部班が、その所掌する災害応急対策活動のため必要とする車両は、本部施設班（平常時は契約管理課）が集中管理し、その運用計画を定め、各対策部班に配車する。

(イ) 各対策部班からの車両調達請求に対し、一次的には市保有車両を使用するが、車両数に不足が生じる場合は、⑧により民間団体等への支援要請を行う。

イ 配車基準

(ア) 災害時における各対策部班に配車する場合は、各応急対策に支障のないよう、事前計画に基づき各応急対策の用途別に配車する。

(イ) 各対策部班に対する車両の配分は、請求部班との協議により本部施設班が定める。

ウ 配車手続き

(ア) 各部班において車両が必要な場合は、車種、積載重量、数量、引渡場所等を明示の上、本部施設班に請求する。

(イ) 本部施設班は、必要台数を調達し請求対策部へ引き渡す。

(ウ) 本部施設班は、災害の状況に応じてあらかじめ業者等に対し、車両の待機を要請する。

エ 車両運行等の記録

本部施設班は、配車車両の輸送記録、燃料の受払い及び修理費等について記録し、その業務完了後、直ちに本部長に報告する。

⑦車両用燃料の調達

本部施設班は、事前計画に基づき、車両に必要な燃料を市内業者から調達する。

⑧民間団体等への支援要請

ア 市保有車両のみでは車両数に不足が生じる場合は、以下のとおり調達を行う。

(ア) 乗用車 市職員の私有自動車及び市内のタクシーを借り上げる。

(イ) バス 市内を運行しているバス会社から調達する。

(ウ) 貨物自動車 協定に基づくトラック協会からの借り上げや、覚書に基づき郵便会社に車両の提供を要請すること等により調達する。

(エ) 特殊車両 レンタカー会社他から調達する。

イ 市有車両及び業者等からの借上げでもなお不足するときは、都財務局に調達あっ旋を要望する。

ウ 各所管部において特殊車両が必要なときは、本部施設班と協議の上、市内業者から調達する。

(4)道路・橋梁の復旧(道路交通班)

災害が発生した場合、各道路管理者等は、所管の道路、橋梁について、被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るため、交通規制等の措置、迂回道路の選定など、通行者の安全策を講ずるとともに、パトロール等による広報を行うほか、被災道路、橋梁については、応急並びに復旧措置を行うものとする。

道路の被害状況を速やかに把握の上、市本部に報告し、市本部は道路・橋梁の被害状況を都建設局（北多摩南部建設事務所）に報告するとともに、被害状況に応じた応急復旧を行い交通の確保に努める。（資料

0307、0308)

上下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設の被害が発生した場合は、当該施設管理者及び当該道路管理者に通報する。緊急のため、そのいとまがない場合には、現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知措置等市民の安全確保のための措置をとり、事後連絡するものとする。

2. 水道・下水道

2-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市（指令情報班、都市復旧班）	<ul style="list-style-type: none"> ○水道施設の応急対策 ○水道施設の復旧 ○下水道施設の応急対策 ○下水道施設の復旧
都水道局	<ul style="list-style-type: none"> ○異常箇所等についての情報収集及び連絡を徹底 ○施設の点検・被害調査を実施 ○被害箇所の復旧までの間、二次災害発生のおそれがある場合及び被害の拡大するおそれがある場合の応急措置を実施 ○取水・導水施設の復旧対策 ○浄水・配水施設の復旧対策 ○送・配水管路、給水装置の復旧対策

2-2. 詳細な取組内容

(1) 水道施設の応急対策(指令情報班、都市復旧班、広報情報班) (資料 0309)

都水道局は、発災時においても都民に給水を可能とするため、浄水施設、配水施設及び送配水管等の耐震強化を着実に実施している。また、市職員や市民のみでも給水ができるよう、給水拠点の分画化を利用した給水活動を実施する。

災害発生時は、水道施設の被害状況、復旧の見通し、給水拠点等を市民に周知させるための広報活動に協力する。

また、その他、東京都水道局が実施する応急対策の協力要請への対応を行う。

(2) 水道施設の復旧(都市復旧班)

都は、水道施設の復旧活動を実施する。市は、復旧状況の広報等、都の復旧活動に協力する。

(3) 下水道施設の応急対策(都市復旧班、広報情報班)

① 活動態勢

平成 29 年度に策定した下水道 BCP に基づいて活動し、計画的かつ早期に下水道機能を回復する。

市本部の非常配備態勢により職員の配置を行い、下水道施設の被害に対し、迅速に応急措置活動を行う。

② 応急対策

ア 処理施設等の被害状況の確認

東部水再生センター施設、ポンプ場施設、市外処理場施設の被害状況を把握するとともに、施設の処理能力、復旧見通し等を確認する。

イ 応急措置

(ア) 下水道管渠の破損に対しては、汚水、雨水の疎通に支障のないように迅速に応急措置を講ずるとともに本復旧の方針をたてる。枝線の被害は直ちに本復旧することを原則とし、幹線の被害は箇所程度に応じて応急復旧又は本復旧を行う。

(イ) 工事施工中の箇所においては、工事契約書、設計書により請負人をして、被害を最小限に止めるよう指揮監督するとともに、状況に応じて現場要員、資機（器）材の補給を行う。

(ウ) 処理場及びポンプ場においては、停電のため施設の機能が停止した場合、自家発電設備でポンプ運転を行うなど、機能停止による排水不能のないようにする。

③ 災害時の広報

災害発生時は、広報情報班と連携し、下水道施設の被害状況、復旧の見通し、また処理施設が被害甚大な場合における水洗トイレの使用の自粛等について、防災行政無線、市広報車及び可能な人員を動員して広報活動を行う。

(4) 下水道施設の復旧(都市復旧班)

① 管きよ等

緊急調査による被害状況をより詳細に把握・整理し、汚水の流下機能を確保するための復旧を行う。

② 処理場及びポンプ場

処理場、ポンプ場は、流下機能の確保と沈殿、消毒、放流などの機能回復を図り、さらに環境負荷の低減、公共用水域の水質向上に努める。また、停電が続いた場合には、処理場及びポンプ場の安定稼働のための自家発電設備用燃料油について優先的に供給を行う。

復旧に当たっては、必要に応じて、都に対し技術支援を要請する。

3. 電気・ガス・通信等

3-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市（指令情報班、広報情報班、地域支援班、都市復旧班）	○電気施設の応急対策 ○ガス施設の応急対策 ○停電時ライフライン供給停止対策
都各局	○非常用発電設備の活用 ○重要な施設への燃料油の優先供給
東京電力グループ	○資材の調達・輸送 ○震災時における危険予防措置 ○応急工事 ○災害時における電力の融通 ○電力供給上復旧効果の大きいものから復旧

東京ガス ガス事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○被害情報の収集 ○事業所設備等の点検 ○製造所、整圧所における送出入量の調整又は停止等の措置 ○ガス導管網の地域ブロック化及び被害状況に応じた減圧措置 ○被害推定に基づく応急措置 ○遠隔再稼働による速やかなガス供給再開 ○資機（器）材等の調達 ○移動式ガス発生設備による臨時供給 ○避難所等へのLP ガス供給 ○二次災害を防止するため、あらかじめ定めた手順に基づき復旧
各通信事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○被害状況、通信施設の疎通状況等の情報収集 ○重要通信の確保による応急復旧対策、広報活動等 ○災害対策用機材、車両等の確保 ○通信回線の確保や通信の途絶防止などの応急対策 ○応急復旧工事、本復旧工事の順で復旧

3-2. 詳細な取組内容

(1)電気施設の応急対策(指令情報班) (資料 0310)

東京電力パワーグリッドは、市内で震度6弱以上の地震が発生した場合又は落雷等により市内に停電が発生した場合、速やかに被害情報、停電等に関する情報を市に連絡する。なお、情報通信手段は、固定電話、携帯電話、MCA無線によるものとする。

東京電力パワーグリッド（自治体連絡担当職員）と市（防災課職員）は、携帯電話を活用した連絡がとれるよう連携することとする。

市長が必要と認める場合は、市は連絡員の派遣を要請し、その要請に基づき東京電力パワーグリッドは、連絡員を派遣することとする。

(2)ガス施設の応急対策(指令情報班) (資料 0311)

東京ガス東京西支店は、市内で震度6弱以上の地震が発生した場合、又は何らかの原因で市内に広範囲にガス漏れ等が発生した場合、速やかに被害情報、ガス漏れに関する情報を市に連絡する。なお、情報通信手段は、固定電話、携帯電話、ファクシミリ、電子メール、MCA無線等によるものとする。

市長が必要と認める場合は、市は連絡員の派遣を要請し、その要請に基づき東京ガスは、可能な範囲で連絡員を派遣することとする。

(3)停電時ライフライン供給停止対策(広報情報班、地域支援班、都市復旧班)

①ライフライン機関との情報連絡 (資料 0312)

平時の連絡先のほかに、緊急時の最新情報をいち早く確実に伝達可能なホットラインを活用する。また、必要に応じて、市へのライフライン機関の要員派遣の要請又は市からライフライン機関への連絡員の派遣を実施する。

②市民への広報体制

停電等ライフラインが途絶した場合には、市への問い合わせが殺到することから、市が得た正確な情報を市民に伝達するため、市ホームページ、ツイッター、安全安心メールを活用するとともに、緊急性がある場合には防災行政無線を使用する。

また、電話での問い合わせが非常に多く、さらに広報対応が長期化する場合には、総合防災センター内に内線電話を増設のうえコールセンターを設置し、対応する。

各事業者においては、ホームページ、ソーシャルメディア等を活用して広報活動を行う。

加えて、市広報車として市の消防団指揮車及び安全安心パトロールカーを活用するとともに、停電の場合には、復旧時の通電火災を予防するため、消防団に消防ポンプ車による広報活動を要請する。

また、広報内容によっては、各公共施設の掲示板や町会回覧を活用するなど、可能な限り多様な広報ツールを活用して広報を行っていく。

[別冊]

- ・資料 0301 「東京都緊急輸送道路図（三鷹市）」
- ・資料 0302 「緊急通行車両等の確認事務等の実施要領（警視庁）」
- ・資料 0303 「大震災時における交通規制図 [第一次]」
- ・資料 0304 「大震災時における交通規制図 [第二次]」
- ・資料 0305 「緊急自動車専用路（7路線）」
- ・資料 0306 「その他の「緊急交通路」（主な路線名）」
- ・資料 0307 「都道の応急・復旧対策」
- ・資料 0308 「高速自動車道路の応急・復旧対策」
- ・資料 0309 「水道施設に関する震災対策（都水道局）」
- ・資料 0310 「電気施設に関する震災対策」
- ・資料 0311 「ガス施設に関する震災対策」
- ・資料 0312 「通信事業者の震災対策」

